田

禪

商

序 (神 佛 交涉 0

法 皇 0 神 祇 觀

神 宮 觀

八幡巳下の神 祇觀

結 論 (反本地垂迹思想 0 傾 向

(

第一 釋迦 重 頁を 大な 佛 序論 0 展開 3 金 (神佛交渉の概觀)・我が國 問題 銅 像 る。 とし 軀、 で取 欽明 幡 蓋 りあ 天皇十三年冬十月、 若干、 げられ 經論若干 1= 佛教傳 14 卷 蕃 一來の歴・ 百濟 を献 0) 献 0 0 n 史は、 た時 聖明 る 佛 Ĭ, か 0 當初より 相 西 貌 部 端 肺 嚴 祇 **姫氏達率怒唎斯致契等を遣は** 佛と と佛 し、 神 全ら未 ٤ 0 祇との對立交渉に、 對 立 だ曾て看 は 政治 宗教 態以 その T म

12

きや以不や。」との天皇

0

御下

[11]

12

答

奉つて、

時

の二大勢力たり

U

蘇

我

大

臣

稻

目が、一

四

蕃

0)

諸

國

に皆之を禮

20

豊

秋

日

本、

豊に

獨

り背

かむや。」と奏

物部大連尾

輿、

中臣

連

鎌子

から

我が

神祇に闘する花園法皇の御態度

30 三百四 天の下 1= 今、 干一 改 12 王とましま 8 年、 て蕃 なは現下の問題として、 神を拜むこと、 は 恒に 天 恐らくは 地社 稷の百八十神を以て、 未清算的なる何ものかを残してゐるやにさへ考へられてゐ 國 神の怒を致したまはむことを。」と奏して以來、 春夏秋冬に祭拜むことを事と爲す。方

奏言に 寺に詣 13 B 0 वि 0 のと見い 故 て焼けし所の餘 み年所を隔てざる頃より佛教の唱道にその端を發 「佛法を信けたまひ、 神 12 豊に りて、 よつて、 か (となりのくにのかみ。 肯て臣 られ 專 胡 T 10 天皇は 蘇 から る 床に踞坐り、 で言を用 る註。2 りの 我 臣 佛像を取りて、 から その 「灼然なり、 神道を尊びたまふ。」といふ譯で、 佛 3 る。註 法を興 たまは 間 其の塔を斫倒し、 敏達天皇 からかみ)と國神(くにつかみ) L Va 宜 行 難波の堀江に棄てしむ。」等のこともあつたが、 ふに 考 しく佛法を斷めよ。」との排佛の 天皇 0) 十四四 由 るに より 火を縦けて燔 年三月、 非ずや。」との 陛 L, F 計3 この 1= 國に疫疾 及び、 神佛接近の傾向は時代精神の要求として 50 傾 物 向 部号削 疫疾流 八行りて から の和解融合は、 幷せて佛像と佛殿とを焼く。 軈て 韶 守屋大 の神佛 を下され、「物 民 < 死 行 は 82 連、 る者 n 習 合 大化改新の T, 中 衆 說 次の用 部 臣 0 或 D> **先驅を** 守 勝 b 0 海 民 U 後、 明 時、一何 大 絕 天皇 旣に 自ら なす 夫 え 3

事

用

明天皇の皇子聖徳太子が、

佛法を厚く御尊信あそばされて、

幾多の御事蹟をのこされたことは

實化されて來

たと見ら

n

62

今さら申すに及ばず、この時初めて寺といふものが出來、註7 同時に神祇祭祀の詔を下されたことは、

神佛併用の事實を示す。

んや。 下之五、三二四頁)と云つてゐる。 4 z. 惟 0 |神に神を尊ぶ風習を佛意に變ぜしめむとせられたり。| (佐伯有義著、大日本神祇史、二五三頁) などの言を以てする論者もあり 蓋し太子の意ならん。吁、寺院を以て學校と爲し、佛事を祭祀と爲す。之に敎ふるに孝弟を以てし、之に勸むるに忠誠を以て 林道春の如きも、 太子を評するに「祖宗の制を廢して、專ら佛法を弘むることを勉め、 -徳太子の御鴻蘂に就ては、古來歴史家によつて毀譽相半ばし、佛敎者は太子を倭國の敎主と仰ぎ、神道者は之を仇敵として斥 則ち神道、 儒を奉ずること、 人道、 「若し、 豊に其れ二ならんや。惜いかな、太子の此の如くならざること。」(日本精神文献叢書、 釋を奉ずるが如くせば、 太子をして神を好むこと、佛を好むが如くならしめば、則ち豊、多少の財を費して若干の寺を立て 則ち何ぞ篤く三寶を信ずと謂はんや。只、佛を根本と爲し、神儒を枝花とするこ 唐土の威儀制令を移して、神代よりの禮儀を變更し、又 第八卷本朝神社

う。」と見へてゐるのは、誰? 祈らしむ。亦諸の僧尼を請じて三寶に祈る。、然れ ども雨ふらず。 是に由りて五穀登らず、 れてくる。天武天皇の五年六月、『是の夏、大に旱す。使を四方に遣して、幣帛を捧げて諸 月、 大 化改新後、天武天皇の頃に、 大嘗祭 の宣命の中 Ė 明かにこの事實を示す。 我々はこの思想の愈 神祇と三寳とが均しく尊崇さるべきものとの思想が漸く表面 それより八十八年目、 々具體化 せし姿を見出す。 稱徳天皇の天平神護 0 元年 百 神 に現 姓 祇 + 1: 飢

神 等乎方三寶余利離天 不 ,觸物曾止奈毛人乃念天在、 然經乎見末都禮方、 佛乃御法乎護末都利尊末都流方、 諸乃

祇に闘する花園法皇の御態度

9

神多 知仁 伊 末 志家利、 故是以出家人毛、 白衣毛相雜天供奉仁、豈障事波不、在止念天奈毛、 本忌之可如久方不、忌

之天、此乃大嘗方聞行止宣御命乎、諸聞食止宣、」 註8

問題 造 こゝでは、 は まつるのは、 بكر b 一佛の詔を下され、註9 があらうぞ。巴前に神祇が佛を忌みしが如くには、今は最早や忌まれることもな 祇をば三寳よりさけて觸れ とし て具體 神祇 神祇と三寳とが均しく尊崇されてゐるとい 諸の神たちにましますとある。それ故に、 の佛 化されたのが、 法擁護 豊前の字佐八幡宮の神助を請ひ給ひしこと是れである 思 想にまで發展 ぬものと心得てゐるが、經文を見るに、佛の御法を護りまつり尊み 聖武天皇の大佛建立の御發願である。 L てゐる。 ふ範圍を越へて、 而 出家も在家も相雑はりて供へ奉るに何の障 して、 更にこの佛 卽ち天平十五年十月十五 神祇 法擁 は三寶を護持 護 0 思 からうとい 想 から すると 實地 ٤ 0

鰋を奈良 幡 3 え んとい 宮 んことを欲すといふ。 盧 0 含 那 僧五千を請して禮佛讀經せしむ。 加 à 護 佛建立の動機は、 0 が都に奉迎して、 r 派 請 か せられた。 L 此 0 大 天下國家 厚く この詔に明瞭なる如く、 事 Z 業 n は 神恩に謝 より 肺 の繁榮を祈念し給ふにある。 祇 六年 0) 時の左大臣橋宿禰諸兄をして、 L 援 Ė 給ふた。 助なくし 天平 この日、 乾坤相泰かに、 勝寳元年に盧含那 ては到底不可能なりとせら 百官及び諸 しかも、 萬代の 佛鑄 八幡大神奉謝の詔を白さし 三寶の威靈に賴つて之を 氏 福業を修して、 造 人等ことごとく東大寺に のこと成るや、 ń 最 初より宇佐 動植成榮 特に 成 神

有 められ た誰 銅が 八 幡 0 湯 大 を水 市申 0 ٤ 御 成 神 勅 は 我 から 神 身 我 を草 n 天 木 神 土に交 地 祇を率い ~ T て、 障 1. はる事 ざなひて必ず成 なくなさむ。」であつた。 し奉らむ、 事 立

ない を欺 當 と同 を設 は ふを可とすべきものである。」と見る公平な論者もある。 合の 或 ŧ, 神宮寺がこれである。 社 靈 12 神 Ġ 事實 ↓ 詳
↓
15 世 驗 じく 移さ そのまゝ 平 けて僧侶を止住せしめ、 祇 0 安初 威 0 12 > 邪說 傾 擁 カ 菩 n 佛 向 1:0 護 市中 期のことで 薩號が奉られ 事 とし は 鎌倉時代へ持ち越される。 佛教としては、當然 深 通 智 神 < 大 祈 まし て論難され 後世 0 る風 自 奉爲に 在 仕王菩薩となり、 誰13 ます 及び あ か は、 るに る註 くして、 事、 この 現 最勝王經、 てゐる。 代 名づけて神宮寺といつた。 神佛習合説は 至る。一例をとれば、 頃より 自 0 神道と佛法との交渉は更に頻繁となる。平安朝に入ると神に 反佛 餘 の觀方であり、 0 また一方には、 仁王 漸く 敎 肺 佛 的 明 法を崇て國 經、 史 1: 斯く自然發生的に具體化されて來る。 盛になり、 家 すべ 般若 の憤 隨 n 八幡大神が八幡大菩薩と稱せら 經等 慨 給 家 つてそは 「布 措く 3 を護 世 かくして、 0 即ち字佐八 Ŀ 經を讀 敎 能 り、14 12 のとき 神道とよりは、 0 はざるところ、 於 方便 佛法を先とし、 V 誦 3 見られ 云はゞ佛本神迹の神佛習合思 12 幡彌 種 Ļ 高 N 調 勒 所 0 せ 3 寺、 在 佛 られ 12 也 0 事 慈悲を 淳樸 ĭ 至 多度、 大 8 ろ神 た傾 八幡大 30 社 。亦 13 n E 1: きる 之に 道 3 體 氣 るに至 は か 當 的 比 神 附 > 3 佛 無 時 は 屬 隨 更に 敎 0 神 T つた 伊 0 0 も人 と言 T 或 佛 勢 寺

想

現

習

護

0

大

院

神

民

중 중

□法皇の神祇觀・こゝに花園院天皇宸記の中か 5 神祇に關する部面を抽き出し て見る。 IE 和二

年(一九七三)御年十七歳の御宸記に、

「辛卯。 晴。 及晚 風。 入夜雨。 自今日 神 事。 然而佛事强不可憚歟。 仍每日念誦不止之。 又其外念

誦。」(正和二年三月一日)

癸酉。 晴。 無事。 依神事不精進。 先々依虚空藏緣日。 自幼少每月精進也。」(正和二年四月十三日)

乙亥。晴。今日猶物忌。 今日如法內々歌會。 短册也。 密々披播。 梵網經不讀之。

依神事

也。

正和二年四月十五日)

雑念を去つて萬事を皆忌み清め 事 には不淨を忌む。 神明に 30 奉仕するには清淨潔白を最要件とする。 これ は我が 國 古來 よりの一 般通念である。 すべての 花園 罪穢を避け、 法皇 0 神 祇 觀 妄念

この思 心想の見 られる のに 不思議 はない。 このことは、 更に次 0 問題に於て複雑性を加 へて 來 30

癸已。 自今夜神事。 於後戶有念誦事。 三ケ 日也。」、正中二年六月十五日)

その裏書にいる、

殊

神道之垂跡。

云彼云此。一而不一。二而不二。催清淨之信心。

渴仰無極。

仰信有餘。

不及所

念。

可禁事也。 「今夜於後戶念誦之間。神宮被憚神事。 有甚深之子細歟。 以淺智測神慮雖有恐。 閑廻思慮。尤有子細事歟。 閑思得殊催信心。 神宮神事之時。 叉八幡已下神殊守護 佛經僧尼等固 佛法之段

即起座了。是祈念之事非私之故也。

佛法之理者。 慮。 Z Zo 努力々々不可有假令之義者歟。 神宮實不惡佛法。 自然可達此疑。 却爲擁護。然者假令許也。實不可忌佛法。予以爲不然。固忌佛法可叶 淺學之者。 此子細不能委記耳。 以佛法偏爲尊重。 但偏以佛法爲違神慮。 神慮實不憚之由稱之者大惡見也。 又可違道理者 子 也 細 得 神 短

筆難及。仍不記之。」(正中二年六月十五日裏書)

次の五つの問題が含まれてゐると考へられる。

こゝには、

○神宮神事の時、佛經僧尼等固く禁ずべきこと。

◎八幡已下の神殊に佛法を守護するの段、殊に神道の垂跡、 渇仰極まり無きこと。

回神宮實には佛法を惡ます、 却つて擁護を爲すとするは不可なり。 固く佛法を忌むこそ神慮に叶

ふべきこと。

(pg) 偏 に佛法を以て神虚に違ふと爲すは、 又道理に違 ふべきこと。

(Ti, 佛法を以て偏に尊重となし、 神慮實に憚らずと稱するは大惡見なること。

抹殺論の否定。 以上の中、⊖は佛法不淨思想の肯定。⊖は神道垂跡思想の肯定。⊜は⊖と共通。뗻は全面的佛法 ②は佛法至上主義の否定(反本地垂迹思想への傾向)といふことになる。 そこで問

題を①神宮觀、②八幡已下の神祇觀に分ける。

派に關する花園法皇の御態度

(七)

なか はるかに見て、 御殿 0 當 12 0 から T るが、 よりて 神宮 時 から 現 尊 神 1 三手 宫 近 宫 或 つた。 嚴 去 0 世 < は造 寺を神境から退去せしめたり、 D 0 人 的 維 0 か は僧ない 宮觀 安穩 持と 大前 ゝる 太神宮御鉾を指し入れてさぐり給ひける。 3 佛 人近くも數へ N 法忌避 寺 平安朝 弘 0 納經の供養を管むものが少くなかつた。 近く 長 有 0 い 先づ 年 樣 祈 寺 此の滴國と成つて佛法流布し、 んども詣らぬ ふことは、 中 12 か T 願 0 進み寄ることを避けてゐたことなどによつても明か ら鎌 神宮對 E 對 あ 神 0) られたとい った L 2 宮接近は、 T, 太 倉 1= 神 時代にかけて、 か> といまつて、 たゞ立て前のことで、 佛法の問題を取り上げる。 事 宫 當 5 時 は、 ~ 詣 は 0 神 その立て前上、 昔此 佛 n 宮の T て る 3 20 ゝ侍 敎 忌詞を作つて、 0 者 神 死 國 b は その未來生活の安穩を祈るために、 主といへども此 後の安穏 未だ無い U 如 神宮對 人倫生死を出づべき相ありとて、 12 何なる態度をとつ 神宮側 實際上に於ては、 其鉾の滴る露 かり 或 1 それがためた、 つい 3 佛 神事に佛 奈良朝時代すでに神宮寺の建立を見たのであ 神 ける時、 法の間に の反對するところで、 官の では、 0 社 語 事の關係することを忌み、
註18 會 たか。 は、 の如 大海 りし 何 的 大神 風 n 外宮の神主だけで出家 か で くなりける時、 0 は 潮 8 底に大 無住 皆佛 あ る と 19 ゝる事實もあつた 0 宫 好外 當 0 社 0 敎 信 沙石 日 10 月讀神の崇りによつ 12 或は佛教 0 仰 U 失はんために下り 三寶 0 慰 あることは は 力> 集を披 即 國 藉 Ļ 第六天 文あ 家 0 12 御 1= 賴 的 か 或は佛 名 見 0 歸 3 崇 7 を忌 であ す 依 許 3 したも け 0 敬 るに n 得道 され 並

紙、 **社壇にしては經をもあらはには持たず、三寶の名をも正しく云はず、** けるを太神宮魔王にあひたまひて、 とこらへ給ひければ、 僧をば髪長、 堂をば香燻なんど云ひて、 我國 歸りにけり。 佛法ひとへに太神宮の 我三寳の名をも云はじ、 其の御約束をたが 外には佛法をうとき事に 御守護によれり。」(卷第一、 へじとて、 我身に近づけじ、 4 佛をば立ちずく 僧なんど御殿近くまいらず、 内に とくくく歸り上り給 は 太神宮の御 三寶を守 み、 b 給 r ば染 2 事

これと同じことが八幡愚童訓にも見へる。

にて、

御坐すゆゑに、

0

事

魔王ヲコ キ所 5 給 ナリ。 丽 フ様 ルニ ナ シ 伊勢大神宮ノ僧尼ヲチカヅケ給ハズ。 ラ v 行 ۴. ラ障碍 置給 E 0 テ。 內 也 ~ = トテ。 此國 ハ 佛 法 = 釋教 第六天魔王クダリシ時。 ヲ守 y o 流布ノ累ヒナ 聖人ヲタ 讀經念誦ヲサケ給フ事 シ。 ŀ E 彼御約 給 天照大神吾レ行 フ 事 他 東ヲタガへ = 異 也註21 ラ佛法 ~ 20 ŀ テ。 此日本國佛法繁昌スベ ロヲ留ム 我前 ~ = ハ佛法ヲサ シと申請

佛法 は 天 照 大 神 0 御 心をうけて、 我が國の道を弘むるものであるとする見方もある。 北畠親房に

この立場を見ることが 出來る。

これ

は

何

n

も皇大

神

宮が

内には

佛法を守る」と見るものであるが、

これと少しく趣を代

きてたのみあり。 一我 大日の靈にましませば、 君も臣 8 神明の光胤をうけ、 明徳をもて照臨し給こと陰陽におきてはかりがたし。 或はまさしく勅をうけし神達の苗裔なり。 冥顯 か是を につ

神祇に關する花園法皇の

御態度

御心をうけて、 ろめられ、 あふぎたてまつらざるべき。 目によるなれど、 聖徳太子の御時より釋教をさかりにし給し、是皆權化の神聖にましませば、 されど、 我國の道をひろめ、ふかくし給なるべし。」 衆目 此道 の力なければ、 のひろまるべき事は内外典流布の力なりと云つべ 此理をさとり、 、是をうることかたきが如し。 其道にたがはずば、 内外典の學問もこゝにきはまるべ 應神天皇の御代より儒書をひ し。 魚をうることは 天照太 神のの 網

思 n 蒙りながら、 方便的意義を持つものにすぎぬとされる。 3 想を習合したもの、 親房に於ては、 所 謂 伊 勢神 しか その中心は天照大神にあつて、佛にはない。 る反本 道 の 流 或は儒佛二教をその羽翼としたものであつて、 地 れをくむ此 垂迹である。 の思 こゝに本地垂迹思 想は、 佛本神 伊勢皇太神宮の歴 述ではなくして、 想から解放され 目的は神道流布にある。 史的 神本佛迹である。 かゝる思想が鎌倉、室町時代 信仰に、 た中 主として眞言密教 世 一神道 佛 0 儒佛 特色が見ら 敎 的 影 は その

そこには 實不惡佛法。 それ自身絕對的存在であつた。 佛本 花園法皇の神宮觀を見なほす。 神 却爲擁護。 迹 0 本 地 然者假令許也。實不可忌佛法。 垂 迹 思 想は見られない。 その御立場は明かに反本地 「神宮神事之時。佛經僧尼等固可禁事也。」とか、「神宮 皇太神宮は佛 予以爲不然。 法擁護 垂迹的立場である。「神祇を」と題し 0 固忌佛法可 相 對 的、 方便 叶神慮。」といふ。 的 存在ではな

人

の信仰を代表

したものといへる。

T 皇太神宮の御崇敬を詠ぜられたことも亦たむべなるかなと肯かれる。

神風にみだれし塵もをさまりぬ

天照らす日のあきらけき世は誰の

法之段。 八幡已下の神祇觀 殊 が神道之 垂 迹。 • 法皇の 而 不 神宮以外の神 0 二而 不二。 17 催清 に對する御態度は何うであつたか。 淨 之信 心 渴仰 無 極。 仰 信有 餘 2 上であ n は 「守護

には神 から 佛 法 を守護 するし 8 0 神道 0 垂 迹 として取り上げられ T ゐる。

天皇 FL 主の天平 んそ我が 九 國 年四 に於 月のことであるとされてゐるが、註2 V る八 幡 信 141 0 歷 史は 古 10 幡 それが八幡大菩薩となつたの 神宮のことが 初め て正史に見られるのは、 は 平安初 期

るだけでも、 4八幡註 1726 八幡神宮、27

八幡

神 社註 28

八幡

大神註 29

八幡

大神宮

0

こと

聖武

で あ る き 25

稱呼

0

JE

史に見へ

幡 宮註 31

字 佐 宮 32 その

八幡 名が 年 大菩薩、33 閏 正史にも 三月 0 記 見 八幡大菩薩宮など色とりどりであり、 事であ へてゐる。 る か。 36 幡 すで と佛教との關係につい に其の 頃 か らし て八幡 菩薩號 て正史に初 ٤ 佛 の現れた後でも、 法と 0 めて見 接 近 から 3 行 の は 猾 ほ n H

本 地垂 迹 思 想 0 發 展 と共 に、 本 地 妙 覺果滿の護 國 靈 驗 威 力神 通 大自在 王菩薩とし て信仰さ n 3 1=

0 た計

抑

八幡大菩薩

神祇に關する花園法皇の御藤度

聖

武

天

皇

0

天平十三

菩

薩

號

ならざる神

十方 7ノ諸佛 3 y Æ 尊 ク。 三千ノ神祇 3 y ŧ 勝 v 給 ~ y 如 何 ŀ ナ 夫佛

淮 慈 大 頭 故 4 煩 愚 阳 V 1 菩 悲。 鈰 給 誦 1 = 垂 = n 悩 1 0 0 御 具 讀 近 跡 教 ガ 1 佛陀 安居 足 小 故 經 供 " 時 化 = 機 機 ケ テ 1 = 1 ヲ 0 身 0 法 納 給 御 相 1 放 1 Ξ 爲 妻子 味 受 敎 生 ナ フ 座 膲 干 事 IJ 7 3/ 七 *>*> 法 1 = 節 備 共 相 1 御 ナ ١. V 7 3 者 市中 會 0 ラ 座 シ モ サ IJ 應 ス 0 0 0 也註 明 y 安 凡 テ ス = 2 今世 037 0 大 難 0 3 魚 給 3 ハ 夫 菩 0 ŋ 殺 鳥 テ 財 1 + Ł 0 道 好 寶 後 生 薩 ケ Æ Æ 勝 生 肉 俗 1 ヲ ハ n 3 = 7 佛 男女因 .2 ヲ ŀ 7 也 力 隨 7 抛 0 給 祈 法 ヲ 御 Æ テ n テ c 0 \equiv 現 ザ y 7 供 7 = 者 申 先 千 當 舞 0 持 夫 5 = 0 也 野 大 禁 2 1 7 1 1 7 0 H 菩 シ 1 神 利 人 4 戒 0 定惠 然 現 才 家 薩 y 祇 益 = 當 要 慈 至 歌 則 ラ 1 = = 戒 悲 0 我 預 緣 7 7 Æ n 迄。 國 世 7 修 1 殺 ゥ ヲ = 12 0 御 體 1 4 ^ 及 結 2 = 擁 告 + 職 ウ h 給 フ E ラ 1 0 慈 護 ナ 方 掌 3 7 7 ~ 7 深 給 デ 7 煩 悲 V 2 n 1 1 諸 數 惱 7 1. 事 2 ~ 力 Æ ラ 人 7 7 110 佛 御 ケ セ 7 1 = U 倫 ダ 0 納 斷 ŋ 連 2 1 2 引 7 + 魚 jν H y_o 受 事 .37 歸 0 鳥 證 ス 力 本 接 = ハ 依 事 僧 結 7 0 果 1 如 1 E 0 3 尼 類 y 緣 " 散 2 神 = 0 自 迄 迄 至 泰 明 Æ 7 力 亂 0 僧 in 餘 Æ 7 n Æ 1 y 麁 近 0 0 者 ネ べ 7 尼 大 動 神 菩 + ッ 1 7 何 7 神 1 明 + ラ 薩 7 恩 心 或 110 = v 參 3 ズ 1 = æ 1 成 は E ヲ 八 大 廣 末 ス y 共 7 ボ 力 幡 " 精 社 權 テ 世 大 ス フ

大安 るやうな、 八 寺 幡 0 0) 行 本 八幡 敎 地 から から 石 0 [11] 佛 清 彌 法 水 陀 佛 擁 12 護 宇 で 佐 あ 鏣 3 八 とい 護 幡 威 E 勸 家 2 0 考 請 亚 ~ L 迹 1: は 思 當 時 想 1= 時 とも あ 般 3 な 5. 1= 0 信 云 T は U 5 來 n 3 n T 3 T 無住 る計 3 1: そこで 0 所 亦 で 我 八 幡 0) 1 本 傳 愚 童 地 說 Sp 訓 0 彌 濫 15 陀 見 觴 ナ 5 は

y

n

薩

-

ヲ

1

シ

7

ス

神祇に關する花園法皇の御態度

我 3 ŧ, 1 ナ ガ 本 八 2 in 幡 願 0 ~ 神 系 7 3 13 1= 統 ŀ 對 1= 敎 1 = す 屬 給 テ ケ 3 す 念佛 信 3 IJ 0 0 仰 花 1= ス イ 於 関 " IV 0 T 法 V 此 は 皇 1 前申 15 1 行 法 於 慮 皇 V + Æ 同 3 ス B 八 2 7 亚 迹 幡 御 シ 思 事 ラ E 妙 想 F = 也。 信 0 * ் 神 奉 都 0 派氏 沙 立 觀 テ 念佛 場 石 \$ 1= 亦 集 南 た 卷 E 眞言 b Ŧī. 此 0 U 思 行 \$ モ 想 __ 0 心 ٤ ٤ 云 相 薩 = 之歌 は 行 通 な S ズ v V 事 8 n 0 110 と見 ٤ 必 ば 生 なら 記 5 せ 死 ·n 3 ヲ

1.

0

一本 者 見なること。 法 C 皇 地 あ す 御 垂 結論 5 は、 自 迹 せ 身 思 5 叉 かが 想 この二 道 反 厚 n じに 本 É 理 ナニ 佛 對 1= 以 地 Ŀ 法 す 問 違 垂 信 3 題 迹 2 こと 思 者 反 で べ 1= 對 あ きこと、 想 1= 3 あ C ^ 5 あ 改 0 る 卽 傾 め せ (Fi.) 5 T ち 向 佛 • 取 前 佛 n b 者 法を以 法 最 Ŀ 特 は、 の全 後に げ 1 て偏 宗 面 法皇 3 残 峰 必 的 3 要 否定論 に尊 妙 0 n を 超 御 1: 重 見 ょ 生 3 となし な h 涯 15 問 FI から 對 6. 題 0 何 す 可 は 問 re ょ 5 題 3 りも 反 神 對 は 虚. (29) ~ 受けら ٤ 實に 偏 後 雄 者 辯 1= 憚 佛 1 15 佛 5 法 物 法 あ n ずと稱 Te 3 L 語 0 0 以 程 全 0 T T 結 0 面 論 神 3 す 的 道 肯 を 3 3 慮 定 は 12 · 0 如 云 體 大 違 < 得 源 ば

可 供 物 4 立 澼 夜 等 此 於 種 所 4 親 也。 之 E 儀 在 爲 所 寺 尊 院 崇 清 中。 無 經 他 雜 談 加 上 mj 之 有 去 次 墓 + 語 月 所 云。 0 比。 寺賞 此 '時 青 **永觀堂僧也。** 時清經居住禪林 Ξ 女 VU 年. 人 0 有 以 寺 靈 春 僧 託 H 曼茶 等 事 叉 0 不 此 羅 羅撒 淨 勸 事 請 0 之 年頭 每人所持 事 家 中 背 隨 神 分 物以 慮 也是 雖 曼茶 清 173 擬 淨 毎 事 邢: 物 頭 Æ 之 惡 也

致

法

皇

は

實

-1-

反

本

地

垂

迹

思

想

0

所

有

者

1=

あ

5

せ

3

n

7:

年十二月二十五日)

の年の つた。 信 春 二十二日 日明 仰 IE. 1 は 然 御 二年 沛申 b: るに 世 宸記である。 0 御落 re 住 風 3 飾 九八 此 雕 給 ふ社 0) L の日なれば、 1:0 五 勸 本地 壇を以て現世の浄土と考へ、 請 清經な は法皇 0 事 垂迹思想を背景として、 神 る者、 それ以後を法皇と申し上ぐべきなり。)御年二十九歳にまします。 慮 (嚴密には未だ法皇と稱すべ に背 當時 < Z ヤし 般の 0 風 靈 その本地を慈悲萬行菩薩と崇める春 平 託 潮 を蒙 15 安末期より起りし春日曼荼羅 な 30 50 からず。 T, 彼れこれを不審とし 春 H 上皇なり。 曼茶 羅 0 崇 三十 て、 拜 0 i 信 九歲 親 餘 日曼茶羅 仰である。 の十一 念が 王 0 な 在 月 0 か

自 細 然 4 心信。 參 清 經 難叶。 申 此 云。 所 忽立 仍 年 擬 來 去 泄: 致 敬信於 事。 頭 之儀。 又有難叶之子細等之由申之處。」震肥同日裏書 大 明 爲凝信心也。 神。 法樂 種 又此 N 事。 所 本自居住。 何 可 背 神 慮乎。 更所不好 內證之前慈悲爲先。 也。 然 而 貧乏之間不叶意。 身清貧之間

中

園

殿?)に

T

雜

談

0

次

でに、

法皇

0

お

耳

1

入

n

奉

った。

これに對する法皇の御指示は、

叶 上下 義 之儀。 股 理 Z, 禮 淨穢之分不 此 記 事 云 實 祭 神 iE 不 可亂 可 歟 之由 數。 數 思 而 尊崇垂 之。 則 煩。 其故 迹 論 之神 語 = 凡 云 者。 市中 鬼神敬 道 尤可存 陰陽 不 而 測 淨穢之儀。 遠 之。 者 也 內證 凡 之外 慮 不淨之家中 難 雖 知。 不 然而 别 奉 领 動請 卑。 以今 外 趣 是不 案事 用 TE 理。 可 迹 然之 之 別 尤

由示之處。」

30 擡 祇 8 地 である。然るに 外用よりもその内證に、 思想 頭しつゝあつたことは、 おく 垂 こゝに我々は、 佛 迹 思 の中にも見出すことは興味に値する。鎌倉時代末より吉野朝にかけて、 の否定より神の肯定へ、この新しき傾向をその時代一般に見ると共に、 限りに於て、 想を完全に 法皇の立場は、 法皇の外用、 脱却 明かに 垂迹よりもその本地に重點をおくを本 せしものとは云 旣に世の學者の指摘するところである。 反本地垂迹の その逆に近 垂迹尊重の立場を見る。 傾 ^ 向を持つと云へる。 ぬ迄も、 からんとする。 内證よりも外用に、 内證は本地、 **内證を云ひ、** 地垂 全面的佛法至上主義 迹 外用は 説とする。 外用 本地 よりも を語る限 垂迹である。 それを花園法皇 反本地垂迹的傾向 即ち佛 垂 への 迹に りに 本 その重 反抗であ 丽 於 神 して、 迹 一の神 0 點 本 0

清經の不審は猶ほ解消されない。

「外用雖然。內證豈然乎。又凝信心爲勸懈怠也云々。」

清經 は内 證 本 位、 法皇 は 外用本位 0) 立場に立つ。 立場の相違にのこされし疑念である。そこで法

皇の御指示が續く。

內證。 股云。 破淨穢之氣。 偏知內證者。 任雅意取捨分別。 豈別於心外求神明乎。 更不可然之由答之。」 垂跡之別者自他之分別不可亂。 乍尊垂跡之神。

神祇に關する花園法皇の御態度

(二五)

外 用、 垂 迹 尊 重 0 立 場 1 ある 法 皇 は、 內 證偏 重 を 抑 へられ 30 清經 8 漸くに、 して、 法 皇 0 立

合點が行つた。裏書の結語は斯うである。

謬 **今已以符合之由申之。** 事出 清 來 經 也。 頗 覺悟。 佛法之内此見尤多。 有信 問答往復不能委記。此事記 伏 之氣。 此 不可 間雖訪僧俗。 不恐。 仍記一論。 未聞分明之教誠。 而 無益。然而末代暗愚之人。 神託又可仰 今夜忽覺悟。 信之故。 怒懸 故記置耳。」 神慮有 心於內證之處。 可奏聞 之由。

想を見、 と論 想 示唆され をの の積 轉換せんとする過渡期にあるも ح n 難 みこれ尊しとして垂 明 極 0 3 同 相 的主張を示さず、 瞭なる反本 時 手 要之、 を擧示 1= そのことからして、 花園院宸記に見られる法 地 2 n 垂 迹 迹 てゐる。 當時 r 思 邨 想 の神 0 視 する論 表 か のと論ずることが出來る。 祇思 當 < 明 である。 時 L 想をそのまゝに 0 T 者 沛申 我 ~ 皇 の 道 4 界を指 は、 反對論 なまじいに 0 市中 祇 法 觀は、 導し と見 皇 映して、 0) しつゝあ 心を内證の處にか 神 5 未だ明 n 祇 (一七・七・二九) 3 觀 本地 0 0 た伊 佛 確 中 法之內 12 垂 な 迹 3 勢 思想 神 神 神 此見 けて外用を忘れ、 本 道 本 佛 より反本 ٤ 佛 迹、 北多。 0 迹 思 0 反 想 反 地 本 的 本 不 म् 垂 關 地 地 迹 聯 不 垂 垂 思 をも 迹 迹 本 想 思 思 地

註

註 1 2 宮地 日 本書 直 紀 著、 下 卷 神 (岩波 祇 史綱 文 庫 要、 四一頁 三六 頁

3、日本書紀下卷(岩波文庫)七一頁、

4、同 右

5、同 右、七五頁

30 今世 その 古來 思ふ 美博士によれば 尊する道を云ふなり、 道の解釋としては、安齊隨筆一に、日本紀用明紀に云く、天皇信,佛法,尊.神道)、 の神 敷說 大日 尊,佛法,輕,神道,云々、 に固 一神 本 道 12 あれど日本書紀を始め古書に神道と稱するは、 されてゐるが、 有 の神 道獨 神祇 と云 就ては、一我が國 語 史、 ふものは、 ふ神道が、 祇祭祀と道家思想との混合せるものなるべし。」(文庫版、日本書紀下卷八八頁、 神道、孝德天皇紀にまた見ゆ、其の意義後世に神道と稱せらるゝのと多少異れり 八二頁)と見る論者もある、 の中に更に 右の輕 その 後代に建立したる この神道と云ふは、後代世に行はるゝ神道と云ふ事には非す、 固 今日所謂神道とその概念內容を異にすることは云ふまでもない。黑板 内容が 神道 有 の神祇 次の如き説明を下してゐる。 一註に、 如 崇敬の道をば、 何なるものであつた 伐。生國 道なり、 魂社樹 こゝに引用 神道と稱するに至れ 皆神祇崇敬の道を指せり、 之類也とあり、 と云へるを最も穩當なりとす。」(佐 か されてゐる安齊隨筆の著者伊勢貞丈は は、 更に研究を要すべき問 道の字に深く泥む 9 神道 叉同 故に古 の定義 書孝徳紀に云 に所 神 12 題であら 伯 か 祇 關 を崇 有 註

(1+1)

神祇に闘する花園法皇の御態度

此 え T 神 法を指して、 0 法 書 1= (1) 教 0 神 50 3 我 道 1= 也 法 0 から 道 0 3 の 二 此 字 物 の 也とて、 Ŀ 字 神道とあるは、 神道と云ひし 古に ٤ な を佛 市申 n ば、 道 謂 神道と云道を造り 0 法 کم 道 語 0 ば、 所 如 0 re 0) 也。 字 ۲, 上古に 對 神 と意 右に 道 1= 敎 日 は、 せ 本紀用 味 h の道なりと思 記すごとく、 は、 は から 神 出 等 爲 神 祇 12 明天皇紀に、 祇 を尊崇し、 L L 1-か> を崇めつか 3 5 法 ě, は す。 祭祀以下 0 字 ん誤 祭祀、 詞 12 右 天皇信 を以て意を害す 们 0) 對 ふまつるわざ、 日 U の道を云也。 て、 祈禱、 本 日 本 紀 ·佛法/尊 道 紀 0 祓除の 神道 の字 は、 神道云 漢土の 佛法 る事 をば用い のニ 祭祀、 類、 字 13 15 を見誤 並べ 文章を學 凡そ神 ひた 40 かっ 祈 n 禱、 τ 3 神 也。 神道 道 後代 祓 1 b び、 奉仕 除 1: 0) とあ 稱 等 3 1 然 也。 至 n 詞 の禮 0 りて を飾 是に ども n 禮 儀 儀 見 h 作

(第八卷、三九一) 頁書

12 0 我 A 後 或 n 代に る宗 が考へるやうな宗教 によれば、 敎 的 規範 我が國上古の神道は祭祀、 性が 加 は 的規範性としての数や道を意味するものではな つて 來 1: のは 祈禱 所 謂 神 佛習合以後のことである。 祓除等の禮義作法を指 して云 1, 0 貞丈 神 道 つたも は ٤ 更に 2 ので、 概 念內 à 今日

神道

٤

並べ

い

点

事に

なれり。

是は、

漢土には儒道有

9

天笠に

は佛道

有

9

唯日本

一のみ道

無きを耻

給

ひし

道

也

とて、

E

直

の二

字

を以

て宗旨

とし

T,

新に

神

道

٤

4.

~

3

道を作

b

出

τ

佛

道

儒

道

謂

2

所

0

神

道

12

天照

大神

の人を教

^,

天下

國家

を治むる道を建て給

ひ、

猿

田

彦命

0)

導

神祇に關する花園法皇の御態度

是 しき事に思ひ、 れ日本に道なさは、 儒佛の道を羨みて、 我が 國の貴き所なるを知らざるに依 天照大神の数の道と偽りて、 ての所為 神道といふ一道を作り 也。」(第八卷、三九二頁 出せし 也

道なり と云 は、 防ぎ 風 …されば、 0 0 國(夷狄とは、 趣 俗 禁ずべ ひて、 我國 12 漢 と偽 出の聖 就 亦 0 異 て、 尊き所 き悪 b 教の道なきは、我が國 也。 賤しむ τ 敎 人 事なきが故に、 叉教 は、 0 外國を指して賤しめ稱する詞 也。 道 る難もあるに 儒 の道 を建 漢 佛 0 教の道なしとて、 土 は、 0 兩 T 7: 人 道、 50 其 0 我が 依 0 性 心學、 凡そ教 T の尊き所なるを、 國 質、 國 民 耻 0 理 0 風 何ぞ耻 しき事 惡事 學 0 聖神は、 俗に を混 道 re は、 就 に思 也。 防が 雜 づる事あらんや。何ぞ他國を美む事あらんや。 τ, 其 敎 L ひて、 後代の人、其の品に心づかずして、 h 0 敎 自國を夷狄と稱する事は無之。)なる故、 の道を建て給はざりし也。 の道を 牽强 から 國 爲に起る也。 民 何人の 附 Ó 性質、 會 建 てた L Ť, 所 50 爲か 風 我が 俗に 神道と云一道を妄作 天竺の は 日本 就 知らず、 T 釋迦 されば、 の人の性 建 つる故に、 天照 は、 日本 大神 敎 質、 天竺 の道 せ 道なし 風 其 0 は 0 なき 夷狄 性 俗 0 教 敎 質 は 0

第八卷、三九三頁)

M 0 もそれらと交渉したばかりでなく、 伊 勢貞 明を引こう。一神 丈 0 神 道 0 解釋引 道とは太古に淵 用 は 此のくらい 源 それ L らの影響や威化を、 にとゞめる。 上古以來、 儒教佛 蛇足 教又耶蘇教等 として現代の學者の、 積極的にも消極的 の外 來宗 にも受けて、 教に 現代 對 0 立し 神 道 變遷 T, 概念

し發達し來つた我が國固有の宗教である。」(相與研究、四二三頁)

- 7、岩波文庫本、日本書紀下卷二六九頁、
- 8 續日本紀卷第二十六、 稱德天皇、 天平神護元年十一月の條、
- 有人 故預 廣及"法界」、爲"朕 此富勢造此 次,|癸未,十月十五日,、發,|菩薩大願,奉,造,盧舍那佛金銅像 一軀, 、 而普天之下未、治,法恩、、 知 情 「冬十月辛已、 願 識 持二 者、 尊 枝草一把土 **懇發**至 像、 知識、 事 詔曰、 誠、 也 誠欲,賴三寶之威靈,乾坤相泰、修,萬代之福業,動植成榮、,粤以,天平十五年歲 遂使,同 易成、 助造像者、 各招 介 心也 ·蒙.利益.共致,菩提,、夫有天下之富.者朕 福、 難至、 宜。每、日三、拜盧舍那 恣聽之、 恭承,大位,、 但恐徒有、勞人、 國郡 志存,氣濟、動撫,人物、雖,率土濱已霑,仁恕、 等司、 佛、 無能 莫。因。此事,侵。擾百 盡。國銅而鎔、象、 自當存念、 感。尘、 也、 或 各造,盧舍那 生誹謗、反墮 有。天下之勢,者股 姓强 削,大山,以構,堂 令,收飲 佛 罪 也 辜、 也、 布 如 告 以 是 更
- 寶元年十二月の條 南梨原宮,、造,新殿,以爲,神宮,、請,僧四十口,、悔過七日、」(續日本紀卷第十七、 10、戍寅、 遣,五位十人、散位廿人、六衛府舍人各廿人,、 迎。八幡神於平群郡、是日入京、 聖武天皇、 即於,宮 天實勝

遐邇

知,股意,矣、」(續日本紀卷第十五、聖武天皇、

天平十五年十月の條

11 、「天皇我御命爾坐、 申賜止申久、 去辰年、 河內國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉大、 則股毛

伊 欲 左奈比大、 奉 造 止 山思登毛、 必成 奉無、 得不、爲之間 專 立. 不有、 爾、 豊前 銅湯乎水 國字佐郡爾坐廣幡乃八幡大神爾申 止 成、 我身 遠草木土 爾交天、 賜問止勅久、 障事 無次奈佐 神 我天神 卒止 勅 賜 地 奈我良 祇乎率 成

奴禮波、 歡美貴美奈毛 念食須、 然猶止 事 不得 爲天、 恐 家禮登 E 御 冠献 事乎恐美 恐美毛 申 賜 久止 申二 同 右

紀 卷 第十七日、 平 城 天皇、 大同 四 年 関二月)、これが 正史に 八 幡 大菩薩 0 稱 號 W 見 え 3 初 め C あ 3

12

7

西、

制、

越

心前

國

氣

此

神、

豊前

或

八幡

大菩薩宮司

等、

遷

替

之日、

准

國

司

與

解

山、

日

本

後

13

我者日本人王十六代譽田

天

皇

也

護

| 國靈驗威力神通大自在王著薩と告給

テ

御

ス

ガ

A

力

0

0

ラ 0 百王鎮護 第二 ノ宗廟 ŀ 1 v 給 フ者也。」、行力事類從、第二輯上、 垂跡御事、三

14、同書序、

16 15 佐 村 岡 伯 典 有 嗣 義 著 續 大 日 H 本 本 思 神 想 祇 史、 史、 四二 Ξ 九 Õ 24 頁 頁

毎 4 17 九 月、 「八月甲寅、 准 荒 祭 神 幸 奉馬、 難 波 內 叉荒 親王 御 第 玉 • 命、 是 H 伊 異 佐 常 奈伎 風 雨 命 拔 伊 樹 佐 發屋、 奈彌 命 ト、之、 入。於官社 伊 勢 月 讀 叉 徙 神 爲 度 會 郡 於是 神

寺於飯高郡度瀨山房、」(統一天皇、寶龜二年八月)

,造便 神祇官言、 地者、 許、之、こ 伊 勢大神宮寺、 (治仁天皇、寶龜十一年二月) 先爲,有,崇、 遷,建他處,、 丽 今近神郡 其崇未、止、 除。飯野郡一之外、

紙に闘する花園法皇の御態度

長、 尼を女髪長、鷲を片膳といひ、外典では死を奈保留、病を夜須美、 「齎宮等に忌詞七言とて、内典では佛を中子、經を染紙、塔を阿良々岐、寺を瓦葺、 哭を顖垂、血を阿世、 僧を髪

宍を菌、墓を壞(つちくれ)といふが如き類である。」(腐虫解典1)

| 響書卷第十八、二大八頁 |

一、予詣,勢州神詞。 ………

漸進,殿前。

飓 呵 曰 。

此神不,愛,沙門。

莫近也。

遮,止一大樹下。こ

20 神道精神後篇所載、 岡田米夫氏、 伊勢神道の發生過程、二三〇頁、

22、岩波文庫本、神皇正統記、四〇頁、21、續群書類從、第二輯上、神祇部、百三頁、

23、風雅和歌集卷第十九、神祇歌に收む、

24、續日本紀卷第十二、聖武天皇、天平九年四月の條、

めとす。太政官符に見へしもとしては、 25 日本 後紀卷第十七、 平城天皇、 大同 延暦十七年十二月二十一日の官符に、「一應」納。八幡大菩薩 四年閏二月の條。 これ正史に八幡大菩薩の號の見 し初

幡大菩薩宮雜物。事」と見へるのが最古とされてゐる。(大屋徳城氏、寧樂佛教史論、四八三頁) 封戸一千四百戸、位田百四十町二 とあるのと、 大同三年七月十六日の官符に、「應,令」國司,出,納

續日本紀卷第十三、聖武天皇、天平十二年十月。同紀卷第三十、稱德天皇、神護景雲三年九

26

82

27 續 日本 紀卷第十四、 聖武 天皇、 天平十三年閏三月。 同紀卷第三十、 稱德天皇、 寶龜元年八

28、續日本紀卷第十六、聖武天皇、天平十七年九月。

八、孝謙天皇、 淳仁天皇、 29 續日本紀卷第十七、 天平寳字八年九月。 天平勝寶二年二月、十月。同卷第十九、孝謙天皇、 聖武天皇、 續日本後紀卷第十、仁明天皇、 天平二十年八月。 同天平勝寶元年十一月、十二月。 承和八年五月。 天平勝寶七年三月。 同卷第十二、 同卷第廿五 同卷第十 仁明天

皇、 30 承和 續 日本 九年七月。 紀 卷第十九、 三代實錄卷第三十四、 孝謙天皇、 天平勝寶八歲 陽成天皇、 四 月。 元慶二年十二月。 同卷第 廿七、 稱德天皇、 天平神護二

31、文德實錄卷第二、文德天皇、嘉祥三年八月。月。續日本後紀卷第六、仁明天皇、承和四年九月。

、三代實錄卷第廿九、清和天皇、貞觀十八年八月。

33 續日本後紀卷第二、仁明天皇、 天長十年十月。 文德實錄卷第九、 文德天皇、 天安元年十月。

三代實錄卷第二、清和天皇、貞觀元年二月。貞觀三年五月。

錄 卷第十七、 34 續 日 本 後紀 清 和 天 卷第一、仁明天皇、 皇 貞觀十二年二月。 天長十年 同卷第三十三、 四 月。 同 卷第 陽成天皇、 七、 仁明 天皇、 元慶二年三月。 承和五 年三月。三代實 同 卷第三十五

神祇に闘する花園法皇の御態度

同、 元慶三年三 月。 同 卷第 24 + Á 光孝 天皇、 元慶 八 年 四 月。

35 「甲戌、 奉八 幡 神宮秘知 錦 冠 頭、 金字最勝 王經 法 華 經 各 部、 度 者 + 八人、

封戶

馬

五

又令、造。三重 塔 區、 賽。宿 禱 也、」(續日本紀卷第十四

と呼 0 初 T 同 期 36 か 謂 應 i 5 は 圓 U 寧樂佛 て國 起 100 を描く。 3 1) T, 家 僧 教と神 0 形 東大、 中 八 宗廟に亞ぐ靈神とし 期 幡 祇との 1= 0 大安、 崇敬 形 to 關 成 と爲 係 藥師諸 Ļ は、 9 末 八幡大菩薩と春日明 ての信 期 全く 大寺の伽藍神 12 成熟 佛 教 仰を集め、 海 L て鎌 中 鎖守社としての の 倉 泡と化 初 終には佛 神を二つの中心點として、 期 12 及 して了つ 敎 h 4 八幡宮は、 で、 團 爛熟 た。 の 比 凡 0 そ此 京洛に於ける 頂 丘形を現ずる 點 等 12 限 達 の變 する。」 h 無き大 化 石清 Ē は 平 至 一大 水

屋 城 氏、 寧 樂 佛 教 史論 四 七八頁)

弋 斯 在 大神に尊號を上 王菩 37 樣 弘仁十二年 平 な 安初 次 薩と稱 續 第 群 書類 期 で すべ あ 八月十五 に始 3 りて、 後、 ζ. かっ 0 第二 5 て居ると 護國 叉加 日 八 輯 0 官符に、 號 幡 弋 5 大 L て、 神 0 神 威 **力神通** τ かっ 祇 同六年 護國 B 八 部、 差支 幡 震驗威 大菩 八 大菩薩とい 幡 十二月十 ~ 愚童訓 は 薩 力神 な ٤ 稱 1, L° 通大 0 H せら 1: の解を引 百 (寧樂佛) 自在 事、 九頁 n 1: 王善 並 事 1= 敎 は 1 延曆 τ 一薩と稱 史 延 論 曆、 天應 弘仁 年 四 す Ŧi. の前年である。 天應は延暦元年 八三頁) ~ 時 しとあると述べ 月 四 代 か 日 5 の詫 .0 事 宜に、 の 初、 で、 T 八 大體 居 大 自

6

代にあつたと考へざるを得ね。」(寧樂佛教史論、四 前 と傳へられて居る。此傳說に幾何の 時に始まる。卽ちその時行敎の袈裟に、彌陀三尊が 行教を距ること近くないとしても、平安の中葉以後からは專ら斯かる傳說を信仰化して居 説を基礎として、八幡 |記藥師寺八幡宮の神像と對照する時は、斯る傳の構成は世の學者の想像するよりは、頗る早 「八幡 の本 地が阿彌陀佛であるとい 神の本 地身が決定されて居るといふ事は否定出來ない。卽ち此傳說の 確實性があるか ふ傳説 は疑問の存するところであるが、併 映 九二頁) つた 大安寺の行教が石 といふ ので、 行教 清 水 に字佐八幡を勘請 は夫を寫して上 U るの 後 成 世 立が 此

L

し

清原貞雄氏、神道史、 第五章第四節 反本地 垂迹思想の擡頭と吉田神

道

の項参照、